

医療機関の指定	
保険医療機関	(昭和58年10月20日)
特定承認療養取扱機関	(昭和62年8月1日)
救急認定病院	(平成2年12月15日)
特定機能病院	(平成6年12月1日)
福井県災害拠点病院（地域災害医療センター）	(平成10年1月19日)
福井県難病医療協力病院	(平成11年4月1日)
福井県周産期医療支援病院	(平成16年5月28日)
地域がん診療連携拠点病院	(平成19年1月31日)
福井県エイズ治療中核拠点病院	(平成19年3月26日)
福井県肝疾患に関する専門医療機関	(平成20年4月1日)
福井DMAT指定病院	(平成21年3月30日)
福井県総合周産期母子医療センター	(平成24年8月1日)
原子力災害拠点病院	(平成28年3月22日)
福井県アレルギー疾患医療拠点病院	(平成30年10月1日)

取扱指定保険

労働者災害補償保険法による指定医療機関	(昭和58年10月20日)
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による指定医療機関	(昭和58年10月20日)
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関	(昭和58年10月20日)
児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関	(昭和58年10月20日)
母子保健法に規定する指定養育医療機関	(昭和58年10月20日)
生活保護法に基づく指定医療機関	(昭和58年12月10日)
戦傷病者特別援護法による指定医療機関	(昭和59年2月1日)
結核予防法による指定医療機関	(平成4年4月4日)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）	(平成18年4月1日)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（精神通院医療）	(平成18年4月1日)
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 指定医療機関	(平成30年12月26日)
妊婦・乳児健康診査（福井県市町村など）	

施設基準一覧

施設基準の届出状況〈基本診療料〉	令和8年7月1日現在
------------------	------------

- ・情報通信機器を用いた診療
- ・電子的診療情報連携体制整備加算2及び電子的歯科診療情報連携体制整備加算1
- ・地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ・歯科外来診療感染対策加算4
- ・歯科外来診療医療安全対策加算2
- ・継続的に質上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
- ・特定機能病院入院基本料 特定機能病院A入院基本料 一般病棟（7対1）（入院栄養管理体制加算）
- ・特定機能病院入院基本料 特定機能病院A入院基本料 精神病棟（13対1）
- ・臨床研修病院入院診療加算 基幹型（医科）★
- ・臨床研修病院入院診療加算 管理型（歯科診療に係るもの）★
- ・救急医療管理加算
- ・超急性期脳卒中加算
- ・妊産婦緊急搬送入院加算★
- ・診療録管理体制加算1
- ・医師事務作業補助体制加算1（15対1）
- ・急性期看護補助体制加算（25対1）（夜間100対1）（夜間看護体制加算）（看護補助者5割以上）（看護補助体制充実加算1）
- ・看護職員夜間配置加算（12対1配置加算1）
- ・電子的診療情報連携体制整備加算1
- ・看護補助加算2（看護補助体制充実加算1）
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・無菌治療室管理加算1
- ・無菌治療室管理加算2
- ・放射線治療病室管理加算（治療用放射性同位元素による場合）
- ・緩和ケア診療加算
- ・精神科身体合併症管理加算
- ・精神科リエゾンチーム加算
- ・精神科慢性身体合併症管理加算
- ・摂食障害入院医療管理加算
- ・がん拠点病院加算★
- ・栄養サポートチーム加算
- ・医療安全対策加算1
- ・感染対策向上加算 及び 指導強化加算（微生物学的検査体制加算）
- ・患者サポート体制充実加算
- ・重症患者初期支援充実加算
- ・報告書管理体制加算
- ・褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・ハイリスク妊娠管理加算
- ・ハイリスク分娩管理加算
- ・呼吸ケアチーム加算
- ・地域支援・医薬品供給対応体制加算1
- ・病棟薬剤業務実施加算2
- ・データ提出加算2 イ（200床以上）
- ・入退院支援加算1及び3（地域連携診療計画加算）（入院時支援加算）
- ・認知症ケア加算1
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・精神疾患診療体制加算
- ・精神科急性期医師配置加算（2のイ）
- ・排尿自立支援加算
- ・地域医療体制確保加算2
- ・地域歯科診療支援病院入院加算
- ・特定集中治療室管理料1（算定上限日数）（早期離床・リハビリテーション加算）（早期栄養介入管理加算）（広範囲熱傷管理加算）
- ・ハイケアユニット入院医療管理料1（早期栄養介入管理加算）
- ・総合周産期特定手中治療室管理料
- ・新生児治療回復室入院医療管理料
- ・小児入院医療管理料3（無菌治療管理加算1）（養育支援体制加算）

★：施設基準を満たしていれば届出を不要とするもの
☆：別の項目を届出れば、別途届出は不要とするもの

施設基準の届出状況〈特掲診療料〉	令和8年7月1日現在
------------------	------------

- ・歯科疾患管理料の注11に掲げる総合医療管理加算 及び 歯科治療時医療管理料
- ・ウイルス疾患指導料（注2に規定する加算）
- ・植込型除細動器移行期加算（心臓ペースメーカー指導管理料）☆
- ・外来栄養食事指導料（注3に掲げるがん専門管理栄養士が栄養食事指導を行う場合）
- ・心臓ペースメーカー指導管理料の注5に掲げる遠隔モニタリング加算
- ・高度難聴指導管理料★
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料イ
- ・がん患者指導管理料ロ
- ・がん患者指導管理料ハ
- ・がん患者指導管理料ニ
- ・外来緩和ケア管理料
- ・移植後患者指導管理料（臓器移植後）
- ・移植後患者指導管理料（造血幹細胞移植後）
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・小児運動器疾患指導管理料
- ・乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・腎代替療法指導管理料
- ・一般不妊治療管理料
- ・生殖補助医療管理料1
- ・二次性骨折予防継続管理料1
- ・二次性骨折予防継続管理料3
- ・下肢創傷処置管理料
- ・アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料★
- ・慢性腎臓透析予防指導管理料
- ・救急外来医学管理料の注7に規定する院内トリアージ実施体制加算
- ・救急外来医学管理料1及び同注3に規定する救急外来緊急検査対応加算1
- ・夜間休日救急搬送医学管理料★
- ・外来リハビリテーション診療料☆
- ・外来放射線照射診療料
- ・外来腫瘍化学療法診療料1
- ・ニコチン依存症管理料
- ・がんゲノムプロファイリング評価提供料☆
- ・療養・就労両立支援指導料の注3に掲げる相談支援加算
- ・遺伝性疾患療養指導管理料の注1から注3までに規定する施設基準
- ・遺伝性疾患療養指導管理料の注5に規定する施設基準
- ・がん治療連携計画策定料、がん治療連携指導料
- ・がん治療連携管理料★
- ・外来がん患者在宅連携指導料☆
- ・外来排尿自立指導料
- ・ハイリスク妊産婦連携指導料1
- ・ハイリスク妊産婦連携指導料2
- ・こころの連携指導料（Ⅱ）
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・薬剤管理指導料
- ・検査・画像情報提供加算 及び 電子的診療情報評価料
- ・医療機器安全管理料1
- ・医療機器安全管理料2
- ・医療機器安全管理料（歯科）
- ・精神科退院時共同指導料1及び2
- ・救急患者連携搬送料1
- ・在宅患者訪問看護・指導料 及び 同一建物居住者訪問看護・指導料の注2
- ・在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- ・持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び 皮下連続式グルコース測定
- ・遺伝学的検査
- ・染色体検査の注2に規定する絨毛染色体検査
- ・精密触覚機能検査
- ・骨髄微小残存病変量測定
- ・BRCA1/2 遺伝子検査（血液を検体とするもの）（腫瘍細胞を検体とするもの）
- ・がんゲノムプロファイリング検査
- ・造血器腫瘍遺伝子検査☆
- ・遺伝子相同組み換え修復欠損検査☆
- ・染色体構造変異解析☆
- ・Y染色体微小欠失検査☆
- ・先天性代謝異常症検査
- ・デングウイルス抗原定性及びデングウイルス抗原・抗体同時測定定性☆
- ・抗HLA抗体（スクリーニング検査）及び 抗HLA抗体（抗体特異性同定検査）
- ・細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出☆
- ・ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出
- ・ウイルス・細菌核酸多項目同時検出
- ・ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）
- ・HPV核酸検出 及び HPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ・検体検査管理加算（Ⅳ）
- ・国際標準検査管理加算
- ・心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- ・植込型心電図検査☆
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・胎児心エコー法

施設基準一覧

- ・ヘッドアップティルト試験
- ・長期継続頭蓋内脳波検査
- ・神経学的検査
- ・補聴器適合検査
- ・ロービジョン検査判断料
- ・コンタクトレンズ検査料 1
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・内服・点滴誘発試験
- ・経頸静脈的肝生検
- ・前立腺針生検法（M R I 撮影及び超音波検査融合画像によるもの）
- ・経気管支凍結生検法
- ・壁側胸膜凍結生検法
- ・画像診断管理加算 4
- ・ボジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
- ・ボジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影
- ・ボジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（アミロイド PET イメージング剤を用いた場合に限る。）
- ・CT 撮影 及び MRI 撮影
- ・冠動脈 CT 撮影加算
- ・大腸 C T 撮影加算☆
- ・心臓 MRI 撮影加算
- ・乳房 MRI 撮影加算
- ・小児鎮静下 MRI 撮影加算
- ・頭部 MRI 撮影加算
- ・肝エラストグラフィ加算
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・一般名処方加算★
- ・外来化学療法加算 1
- ・無菌製剤処理料
- ・心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）☆
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・摂食機能療法の注 3 に規定する摂食嚥下機能回復体制加算 2
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・療養生活継続支援加算
- ・児童思春期支援指導加算
- ・歯科口腔リハビリテーション料 2
- ・経頭蓋磁気刺激療法
- ・通院・在宅精神療法の注 8 に規定する療養生活継続支援加算
- ・通院・在宅精神療法の注 9 に規定する心理支援加算
- ・通院・在宅精神療法の注 10 に規定する児童思春期支援指導加算 1
- ・通院・在宅精神療法の注 13 の施設基準
- ・認知療法・認知行動療法 1
- ・抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。）
- ・医療保護入院等診療料
- ・医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則の 5 に掲げる処置の休日加算 1
- ・医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則の 5 に掲げる処置の時間外加算 1
- ・医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則の 5 に掲げる処置の深夜加算 1
- ・静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）
- ・多血小板血漿処置
- ・人工腎臓
- ・導入期加算 3 及び 腎代替療法実績加算
- ・透析液水質確保加算 及び 慢性維持透析濾過加算
- ・腎代替療法診療体制充実加算
- ・難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対する L D L アフェレシス療法
- ・移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法
- ・ストーマ合併症加算
- ・一酸化窒素吸入療法☆
- ・手術用顕微鏡加算
- ・歯科技工士連携加算 1
- ・C A D／C A M 冠及び C A D／C A M インレー
- ・歯科技工加算 1 及び 2
- ・センチネルリンパ節加算
- ・組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合（内視鏡下によるものを含む。）に限る。）
- ・四肢・軀幹軟部悪性腫瘍手術及び骨悪性腫瘍手術の注に掲げる処理骨再建加算
- ・緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ・骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・骨移植術（軟骨移植術を含む。）（自家培養軟骨移植術に限る。）
- ・人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）
- ・人工膝関節置換術（手術支援装置を用いるもの）
- ・後縦靱帯骨化症手術（前方進入によるもの）
- ・椎間板内酵素注入療法
- ・腫瘍脊椎骨全摘術
- ・内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術
- ・脳刺激装置植込術 及び 脳刺激装置交換術
- ・脊髄刺激装置植込術 及び 脊髄刺激装置交換術
- ・癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの）
- ・仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術（過活動膀胱）
- ・角結膜悪性腫瘍切除手術
- ・培養ヒト角膜内皮細胞移植術
- ・羊膜移植術
- ・緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））
- ・緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- ・緑内障手術（濾過胞再建術（needle 法））
- ・網膜再建術
- ・耳管用補綴材挿入術
- ・経外耳道の内視鏡下鼓室形成術
- ・人工中耳植込術

- ・植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び 植込型骨導補聴器交換術
- ・内視鏡下鼻・副鼻腔手術 V 型（拡大副鼻腔手術）
- ・経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うもの）
- ・上咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、中咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、下咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、喉頭蓋嚢腫摘出術（鏡視下によるもの）及び喉頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）
- ・鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）
- ・鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）及び鏡視下喉頭悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・内喉頭筋内注入術（ボツリヌス毒素によるもの）
- ・鏡視下喉頭悪性腫瘍手術
- ・上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）
- ・内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）、内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術
- ・内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術
- ・頭頸部悪性腫瘍光線力学療法
- ・乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）（MRI によるもの）
- ・乳がんセンチネルリンパ節加算 1 及び センチネルリンパ節生検（併用）
- ・乳がんセンチネルリンパ節加算 2 及びセンチネルリンパ節生検（単独）
- ・ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）（内視鏡下によるものを含む。）
- ・胸腔鏡下肺切除術（区域切除及び肺葉切除術又は 1 肺葉を超えるものに限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除で内視鏡支援機器を用いる場合）
- ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は 1 肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除）
- ・食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）及び 膣腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
- ・経皮的冠動脈形成術★
- ・経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
- ・経皮的冠動脈ステント留置術★
- ・胸腔鏡下弁形成術
- ・胸腔鏡下弁置換術
- ・弁置換術（大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含むものに限る。）
- ・経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術）
- ・不整脈手術 左心耳閉鎖術（経カテーテルの手術によるもの）
- ・不整脈手術 左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの）
- ・経皮的中隔心筋焼灼術
- ・ペースメーカー移植術 及び ペースメーカー交換術
- ・ペースメーカー移植術 及び ペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
- ・植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術☆
- ・両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び 両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）
- ・植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極拔去術
- ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）
- ・大動脈バルーンパンピング法（IABP 法）
- ・経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）
- ・補助人工心臓
- ・経皮的大動脈遮断術☆
- ・腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）
- ・ダメージコントロール手術☆
- ・経皮的下肢動脈形成術
- ・腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）
- ・腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術、 腹腔鏡下小切開副腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術
- ・腹膜切除を伴う多臓器合併切除術
- ・内視鏡的逆流防止粘膜切除術
- ・腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）
- ・腹腔鏡下胃切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下噴門側胃切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下胃全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・胸腔鏡下肺切除術（区域切除及び肺葉切除術又は 1 肺葉を超えるものに限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- ・腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）
- ・胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）
- ・体外衝撃波胆石破碎術
- ・腹腔鏡下肝切除術（部分切除及び外側区域切除）
- ・体外衝撃波脾石破碎術
- ・腹腔鏡下脾腫瘍摘出術
- ・腹腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術
- ・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・内視鏡的小腸ポリープ切除術★
- ・腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ・腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び 腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）



施設基準一覧

- ・同種死体腎移植術
- ・生体腎移植術
- ・膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
- ・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- ・尿道狭窄グラフト再建術
- ・膀胱頸部形成術（膀胱頸部吊上術以外）、埋没陰茎手術及び陰嚢水腫手術（鼠径部切開によるもの）★
- ・精巣内精子採取術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・腹腔鏡下仙骨腫固定術
- ・腹腔鏡下仙骨腫固定術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下腔式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る。）
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに対して内視鏡下手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
- ・人工授精☆
- ・胚移植術、採卵術、体外受精・顕微授精管理料、受精卵・胚培養管理料及び胚凍結保存管理料☆
- ・胎児胸腔・羊水腔シャント術
- ・胎児輸血術（一連につき）及び臍帯穿刺
- ・体外式膜型人工肺管理料
- ・採取精子調整管理料及び精子凍結保存管理料☆
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（歯科点数表第2章第9部の通則4を含む。）に掲げる手術★
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の休日加算1
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の時間外加算1
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の深夜加算1
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術－胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）－
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。）
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮付属器腫瘍摘出術）
- ・再製造単回使用医療機器使用加算
- ・外科医療確保特別加算
- ・輸血管理料Ⅰ
- ・貯血式自己血輸血管理体制加算
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- ・歯根端切除手術の注3
- ・レーザー機器加算
- ・内視鏡手術用支援機器加算
- ・麻酔管理料（Ⅰ）
- ・麻酔管理料（Ⅱ）
- ・歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔（Ⅱ）
- ・放射線治療専任加算
- ・外来放射線治療加算
- ・高エネルギー放射線治療
- ・高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合（寡分割照射に係るものに限る。）
- ・強度変調放射線治療（IMRT）の前立腺癌に対する前立腺照射（寡分割照射に係るものに限る。）
- ・強度変調放射線治療（IMRT）
- ・画像誘導放射線治療加算（IGRT）
- ・体外照射呼吸性移動対策加算
- ・定位放射線治療
- ・定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- ・画像誘導密封小線源治療加算
- ・保険医療機関間の連携による病理診断
- ・保健医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作成
- ・保健医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診
- ・ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作成☆
- ・病理診断管理加算2
- ・悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・国際標準病理診断管理加算
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・看護職員処遇改善評価料60
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・入院ベースアップ評価料125
- ・歯科技工所ベースアップ支援料

★：施設基準を満たしていれば届出を不要とするもの
☆：別の項目を届出れば、別途届出は不要とするもの

手術の施設基準

<医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術>

届出手術区分	年間実施件数
■区分1に分類される手術	
頭蓋内腫瘍摘出術等	57
黄斑下手術等	561
鼓室形成手術等	28
肺悪性腫瘍手術等	180
経皮的カテーテル心筋焼灼術	438
■区分2に分類される手術	
靱帯断裂形成手術等	26
水頭症手術等	60
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	4
尿道形成手術等	87
角膜移植術	4
肝切除術等	47
子宮付属器悪性腫瘍手術等	56
■区分3に分類される手術	
上顎骨形成術等	3
上顎骨悪性腫瘍手術等	30
バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	5
母指化手術等	2
内反足手術等	0
食道切除再建術等	5
同種死体腎移植術等	5
■区分4に分類される手術	
胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	1,053
■その他の区分に分類される手術	
人工関節置換術	160
乳児外科施設基準対象手術	2
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（電池交換を含む）	80
冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	196
経皮的冠動脈形成術	104
・急性心筋梗塞に対するもの	9
・不安定狭心症に対するもの	21
・その他のもの	74
経皮的冠動脈粥腫切除術	33
経皮的冠動脈ステント留置術	164
・急性心筋梗塞に対するもの	18
・不安定狭心症に対するもの	31
・その他のもの	115
※手術の年間実施件数は、令和7年1月から12月までの間に本院において実施された件数です。	
年間分娩件数（令和7年1月～12月）	315
配置医師数及び配置助産師数 医師数 16名 助産師数 22名	
< 緊急整備固定加算及び緊急挿入加算 >	
■大腿骨近位部骨折後48時間以内に実施した手術	
骨折観血的手術	43